

## ○茨城県立医療大学付属病院研究利用規程

平成 10 年 6 月 17 日

医療大訓第 50 号

改正 平成 13 年 5 月 23 日

改正 平成 15 年 8 月 11 日

改正 平成 28 年 2 月 15 日

改正 令和 3 年 1 月 5 日

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、研究を目的として茨城県立医療大学付属病院（以下「付属病院」という。）を利用するに際し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の原則)

第 2 条 付属病院の利用は、病院の運営に支障を来さないと認められる学術研究に係るものとする。

2 次条第 3 号及び第 4 号に掲げる者については、医療行為は認めないものとする。

3 人間を直接対象として行う研究については、あらかじめ倫理委員会で承認を得るものとする。

### (利用資格)

第 3 条 付属病院を利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学の専任教員、助手及び非常勤嘱託員（教育研究補助員に限る。）

(2) 付属病院の職員及び非常勤嘱託員（医療職に限る。）

(3) 茨城県立医療大学学外共同研究員規程第 2 条に規定する学外共同研究員

(4) 本学の学部学生及び大学院学生

### (利用の手続)

第 4 条 付属病院を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、所属する学科、センターの長又は病院の部長（以下「学科長等」という。）の同意を得て、利用 1 月前までに所定の申請書（様式第 1 号）により、付属病院長（以下「病院長」という。）に願い出なければならない。

### (利用の承認)

第 5 条 病院長は、前条の申請書を受理したときは、茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程に基づき設置された付属病院幹部会議（以下「幹部会議」という。）の議を経て、承認通知書（様式第 2 号）を学科長等を経由して申請者に交付する。

### (利用期間)

第 6 条 利用期間は、利用の承認の日の属する年度内とする。ただし、引き続き利用を希

望する者は、第4条の手続きにより、承認を得てこの期間を延長することができる。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、付属病院を利用するに当たっては、病院長の指示に従わなければならない。

2 利用者は、付属病院の設備等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(終了報告)

第8条 利用者は、利用が終了したときは、所定の報告書(様式第3号)により、速やかに病院長に報告しなければならない。

(損害弁償)

第9条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(利用の取消し)

第10条 利用者が、この規程に違反し、又は付属病院の運営に重大な支障を生ぜしめたときは、病院長は、幹部会議の議を経て、第5条の承認を取り消すことができる。

(経費の負担)

第11条 利用者は、当該利用に係る経費を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、病院長が特に必要があると認めたときは、利用に係る経費を負担させないことができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

付 則

この規程は、平成10年6月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年5月23日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年8月11日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年1月5日から施行する。